

「カルチャーツーリズムツアー」企画業務委託仕様書

1 委託業務名

「カルチャーツーリズムツアー」企画業務

2 委託業務の目的

令和5年秋に本県で開催される「いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）」（以下、「文化祭」という。）において、本県の文化を体感できる特別なツアーを造成し、文化観光の取組を進めるとともに文化祭を盛り上げ、石川県に「文化」を印象付ける機会とすることを目的として、「カルチャーツーリズムツアー」事業を実施する。

3 委託業務の概要

本県の文化を体感できる大会限定の特別ツアー「カルチャーツーリズムツアー」の企画。

4 委託業務期間

契約締結日（令和5年4月1日以降）～令和5年5月31日まで

5 委託予定金額

1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 委託業務の内容

(1)以下の条件を満たしたツアー内容を企画すること。企画に際して、県内有識者やインフルエンサー等から意見を収集し、ツアーの企画に反映させること。

項目	内容
開催日	令和5年9月中旬～令和5年11月26日 ※期間中の土日に6コースを実施
ツアーの内容	<p>【企画】企画にあたっては、監修として本事業に相応しい個人または個人の集合体（会議体）を置くこと。 ※県内有識者やインフルエンサー等から意見を収集し、ツアーの企画に反映させるとともに、「誰々が企画（または監修）した」ということを商品の付加価値として告知していく予定。</p> <p>【行程】日帰りまたは1泊2日の行程とすること。</p> <p>【ガイド】コース毎の解説者として「スペシャルガイド」（石川の文化に精通した専門家や著名人、普段お話を聞けない方等、ツアーの特別感が高まる方）を起用すること。</p> <p>【内容】①石川県ならではの文化に特化した内容とし、各コースに「食」と「体験」のコンテンツを必ず盛り込むこと。 ②一つの文化やテーマに特化したコースや、他ではあまり体験できないテーマ・内容のコース等、本ツアーの参加者だけが特別に体感できるような企画とすること。 ③6コースのうち、「工芸」と「石川県の食文化」をテーマとしたコースを各1つ以上企画すること。</p> <p>【参加者】コースごとに参加者のターゲットを定めること。ただし、6コース全体で幅広い層の参加者が見込めるものとする。</p> <p>【その他】受託者は委託者と十分な協議を行い、ツアー内容を企画すること。</p>
参加者	・各回定員15名程度（コースごとに定める。） ※内容により年齢制限を設ける等、条件を付す場合がある。
参加費	・見学、体験、飲食等ツアーの参加に係る費用（貸切バスに係る費用以外）は、参加者負担とし、参加費はコースごとに定める。

その他	・ ツアー全体の実施計画書及びコース毎の企画書を作成すること。
-----	---------------------------------

※カルチャーツーリズムツアー企画業務委託公募型プロポーザルでは、企画にあたって監修する個人または個人の集合体（会議体）の人選、及び意見収集の方法について提案すること。また、上記「ツアーの条件」を満たした「石川県の食文化」をテーマとするコースを1種類提案すること。

※受託者は、本業務の契約期間である令和5年5月31日（水）までにツアーを企画する。令和5年6月以降、ツアーを商品化する過程において、打合せや商品化する業者との調整が必要となった場合は、本業務の受託者が随時対応することとする。

※ツアーの商品化・販売に係る業務の実施については、令和5年6月以降に受託者を決定することとする。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者が提供する「いしかわ百万石文化祭2023」の「基本構想」及び「実施計画」の内容を尊重し、可能な限り業務に反映すること。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (6) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

8 成果物の納品

以下を納品すること。

(1) 成果物

- ①業務完了報告書 1部（日本工業規格A4判縦）
- ②ツアー実施計画書 1部（日本工業規格A4判縦）
- ③コース企画書 1部（日本工業規格A4判縦）

(2) 納品場所

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局
（石川県県民文化スポーツ部 いしかわ百万石文化祭推進室）

(3) 納期

令和5年5月31日（水）まで

※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

9 付記事項

(1) 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

10 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

(3) 成果品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(5) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 損害賠償

本事業の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害等については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者へ報告しなければならない。

12 瑕疵担保

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

13 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

14 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。